

## 令和6年度豊中市多胎児家庭育児支援事業業務公募型プロポーザル実施要項

### 1. 目的

豊中市多胎児家庭育児支援事業は、2人以上の多胎の子を養育している者に対し、人材派遣による育児援助、家事援助または外出同行を行うことにより、当該養育者や家族の気持ちの回復をはかり、身体的な負担感や育児不安を軽減し、養育力を高めることを目的としています。

このたび、本事業を効率的かつ効果的に実施することを目的として、本事業の業務を委託することとし、委託事業者の選定にあたり、下記のとおり企画提案募集を実施します。

### 2. 事業の概要

#### (1) 業務名

「豊中市多胎児家庭育児支援事業」業務委託

#### (2) 業務内容

豊中市多胎児家庭育児支援事業業務委託仕様書のとおり

#### (3) 委託期間

令和6年（2024年）7月1日から令和9年（2027年）6月30日まで

#### (4) 委託料（参考価格）

年額 約5,640,000円

①上記金額は、消費税及び地方消費税を含んだ年額を示したものであり、1年間実施の場合を想定しています。令和6年度及び令和9年度については、実施月数に応じた委託料等の支払いとなります。

②金額は契約時の予定価格を示すものではありませんのでご注意ください。

③実際の委託料の支払いについては、派遣業務にかかる単価に基づいた実績数（必要であれば固定経費含む）より算出した金額となります。

④内訳等の詳細については、「5. 応募手続き等」【提出書類】「見積書」をご確認ください。

### 3. 参加資格

本案件に参加及び応募できるものは、企画提案書類等の提出時点で、次に掲げる要件を全て満たす事業者とします。なお、企画提案書類等の提出後において、要件を満たさなくなった場合も参加及び応募を認めません。

#### 【参加資格】

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

②令和6年度豊中市指名競争入札参加資格を有すること。

③豊中市入札参加停止基準（平成25年10月1日実施）に定める入札停止要件に該当しないこと。

④本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

⑤会社法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改

正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む）の規定による会社の整備の開始を命ぜられていない者であること。

- ⑥平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1号の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑦平成12年4月1日以降に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- ⑧会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第127号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

#### 4. スケジュール

- ①募集要項の公表 令和6年（2024年）4月5日（金）
- ②質問事項の締切 令和6年（2024年）4月11日（木）17時15分必着
  - ※質問はメールで受付け、質問への回答は個別には行いません。（電話不可）
  - ※メールの件名は必ず『多胎児家庭育児支援事業プロボ質問』にしてください。
- ③質問事項への回答 令和6年（2024年）4月16日（火）
- ④応募書類提出期限 令和6年（2024年）4月25日（木）17時15分必着
- ⑤第1次審査（書類審査） 令和6年（2024年）5月1日（水）（※1）
- ⑥審査委員会（プレゼンテーション） 令和6年（2024年）5月16日（木）（※2）
  - ※場所：豊中市役所第二庁舎 3F 大会議室  
（豊中市中桜塚3-1-1）
  - ※時間は別途通知
- ⑦結果通知予定日 令和6年（2024年）5月20日（月）以降
- ⑧委託契約の締結 令和6年（2024年）5月下旬～6月初旬 予定
  - ※1 応募が4社以上となった場合は、書類による第1次審査を実施し、第2次審査（プレゼンテーション審査）に進んでいただく提案者を選定します。
  - ※2 第2次審査の対象となる提案者には、日時と場所を別途ご連絡します。

5. 応募手続き等

(1) 提出書類等の提出

【提出期限】 令和6年（2024年）4月25日（木）17時15分必着

【提出先】 豊中市はぐくみセンターこども支援課子育て支援センターほっぺ

（豊中市北桜塚3-1-28 豊中市役所別館3F）

受付時間：9時から17時15分（厳守）

【提出方法】 持参（土日及び時間外は受け付けない）、または送付（郵便、宅配便等）

なお、送付の場合、提出書類の到達について確認すること。

【提出書類】 ① 提出書類の規格は、A4版片とじ、横書き、両面とする。

② 文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。

③ 全体にページ番号を付け、目次をつけること。

④ 提出部数は10部（正本1部、副本9部）とし、次の提出書類に項目ごとのインデックスを付け、全体をファイル等で綴ること。

項目	内容	
プロポーザル参加表明書	正本1部のみ提案者の代表印（豊中市へ事業者登録を行っている印。以下同じ）を押印。副本は複写可。	様式1
業務提案書	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 仕様書に基づき提案内容を記載してください。</li> <li>* 本業務を実施するうえでの課題やその課題解決に向けた提案、本事業の目的を達成するうえで仕様書に無い提案等があれば記載してください。</li> </ul>	様式2
業務実施体制調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 本業務の実施体制及び特徴を記載してください。</li> <li>* 役割の欄には本業務における担当分野や業務内で担う役割を記載してください。</li> <li>* 主な勤務場所は都道府県を記入してください。</li> <li>* 業務実施組織図は応募書類提出時の組織図を記載してください。（担当部署のみで可。ただし、派遣者の総数も記載してください。）</li> <li>* 市との連絡調整方法について記載してください。</li> <li>* システム、セキュリティ体制については、国際規格の取得状況や個人情報の保管方法及び処理方法等を記載してください。</li> </ul>	様式3
見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 委託料年額想定及び内訳書を記載してください。【任意様式】特に「派遣業務にかかる単価（1回2時間あたり）」を必ず記載いただき、必要であれば月額固定経費（システム設定費・研修費等）等を記載してください。</li> <li>* 総派遣回数（年間想定）は720回とします。</li> <li>【参考】 令和4年度実績：28家庭、延べ172回利用 令和5年度実績（見込み）：30家庭、延べ177回利用</li> <li>* 見積書は税抜きで表記し、税別である旨を明記してください。</li> </ul>	任意

	* 正本1部のみ提案者の代表者印（豊中市への事業者登録を行っている印。以下同じ）を押印し、残りの副本9部は複写印可とします。	
団体の概要書等	* 連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、e-mailアドレス）を必ず記載してください。 * 任意の場合は、様式4に記載の項目は、必須とします。	様式4 又は、 任意
	* 公募開始日から過去3年以内の処分歴を必ず記載してください。	様式5

【応募書類の取り扱い】

- ① 提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到着の場合は、応募を無効とします。
- ② 提出書類は、返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ③ 提出書類に不備等が発見された場合は、修正を求めることがあります。
- ④ 提出期限後の差し替えは認めません。（市が補正等を求める場合を除く。）
- ⑤ 提出書類等の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とします。
- ⑥ 提出書類等の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属します。提出書類等は事業者選定のみ利用し、他の目的には使用しません。また、企画提案書類等は、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。

6. 審査方法等

(1) 審査方法

- ① 市職員で構成する「豊中市多胎児家庭育児支援事業業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し審査を行います。
- ② 選定委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 審査スケジュール

第1次審査

令和6年(2024年)5月1日（水）に多胎児家庭育児支援事業に関する優先交渉権者選定にかかる企画提案選定委員にて書類審査を行い、第2次審査に進む提案者を3件に絞ります。なお、応募者が3件以下の場合は第1次審査を省略し、全件第2次審査に進んでももらいます。

第2次審査

企画提案書及び企画提案書に基づく第2次審査（プレゼンテーション審査）を行い、全審査委員の協議により決定した各評価項目の最終合計点数により最高得点を得た提案者を優先交渉権者とします。優先交渉権者と交渉に至らなかった場合は、次点の提案者を優先交渉権者とすることがあります。

第2次審査（プレゼンテーション審査）の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位であっても優先交渉権者としません。なお、審査結果の確定は、当企画提案審査委員会として最終合議のうえ一本化したものとします。

第2次審査（プレゼンテーション審査）の日程は以下のとおりです。

【日程】令和6年（2024年）5月16日（木）

※場所：豊中市役所第二庁舎3F 大会議室（豊中市中桜塚3-1-1）

※時間は別途通知

【発表時間】1提案者あたり30分以内とします。

※各提案者につき20分以内のプレゼンテーションの後、質疑・応答とします。

【発表者】1提案者あたり3名以内とし、本業務に携わる者とします。

【資料・機材等】追加資料等は、本市が求める場合を除き不可とします。またプロジェクターによる投影やパワーポイント等の使用も不可とします。

### （3）評価項目

項目	配点	備考
提案内容	60点	本業務に取り組む基本姿勢について
		本業務の企画・実施に関する提案内容及びその実現性について
		派遣日時等の調整方法について
		派遣者の質の向上を図るための取組みについて
実績・体制	30点	多胎児家庭に関する支援に必要な経験・知識を有する人員の確保について
		本業務の適切な実施に必要な進捗管理等のマネジメント体制について
		安全管理や個人情報に関する取り組みの体制について
見積額	10点	見積額の積算根拠が適切に算出されているか

### （4）最終審査結果の通知

審査結果は書面にて、令和6年（2024年）5月20日（月）以降にすべての提案者に通知を発送します。なお、豊中市と仕様並びに価格等の協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって、本業務の受託者を約するものではありません。

### （5）最終審査結果の公表

最終審査結果は令和6年（2024年）5月20日（月）以降に市のホームページにて公表します。公表内容は以下のとおりです。

- ・優秀提案事業者の相手方と評価点
- ・全提案事業者の名称（申込順）
- ・全提案事業者の評価点（評価点順）
- ・優秀提案事業者の選定理由（講評ポイント）
- ・選定委員会委員の氏名

## 7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 本案件期間中に、「上記3」で規定する参加資格に抵触するに至ったとき。
- ② 企画提案書類等の提出書類において、虚偽の内容を記載したとき。
- ③ 提出期限までに提出場所に企画提案書類等の提出がないとき。
- ④ プレゼンテーションに欠席したとき。
- ⑤ 一団体に複数の提案をしたとき。
- ⑥ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- ⑦ 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- ⑧ 法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき。
- ⑨ 審査の公平性を害する行為があったとき。
- ⑩ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めたとき。

## 8. 契約について

- ① 優先交渉権者は、採択された提案をもとに、本市と協議するものとします。協議の結果、契約内容と仕様、契約金額については、採択された提案と変更が生じることがあります。
- ② 協議が調った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される随意契約を締結します。
- ③ 本業務委託契約は、長期継続契約を予定しています。そのため、この契約を締結した日に属する翌会計年度以降において、この契約にかかる予算が削減又は減額された場合には、この契約を解除することができます。その場合は、当事者双方共に、その相手方に対して損害の賠償は求めないものとします。
- ④ 本業務の受託者は、契約締結に当たり、豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）に基づき、契約保証金を納付していただきます。（ただし、同規則第110条の契約保証金の納付の免除規定に該当する場合を除きます。）

※契約保証金の納付をする場合

契約金額の100分の5に相当する額以上を本市に収めていただきます。

## 9. その他

- ① 企画提案書類等の作成及びその他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ② 企画提案書類等の作成に要した費用、旅費、その他本案件への参加に要した経費はすべて提案者の負担とします。
- ③ 選定委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ④ 業務の運営開始前の事前準備期間に係る経費は、受託者の負担となります。
- ⑤ 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、豊中市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- ⑥ 応募を取り下げる場合は、速やかに事務局まで文書で通知すること。

10. 応募先、質問・問合せ先（事務局）

〒560-0022 豊中市北桜塚3-1-28 豊中市役所別館3階

豊中市こども未来部 はぐくみセンター こども支援課 子育て支援センターほっぺ

TEL 06-6852-5526 E-mail [kosodate2@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:kosodate2@city.toyonaka.osaka.jp)